

■ 令和7年度 議会活性化特別委員会活動報告

1. 本特別委員会の令和7年度活動概要

開催回	開催年月日	活 動 内 容 等
第19回	令和7年6月25日	*今年度における委員会の活動計画に関する協議
第20回	令和7年6月27日	*今年度における委員会の活動計画に関する協議
第21回	令和7年9月18日	*一部委員会の録画配信に関する協議
第22回	令和7年10月1日	*一部委員会の録画配信に関する協議
第23回	令和7年12月10日	*一般質問の日程に関する協議 *ペーパーレス化資料に関する協議 *資料投影システムに関する協議 *行政視察に関する協議
第24回	令和8年1月14日	*一般質問の日程に関する協議 *ペーパーレス化資料に関する協議 *資料投影システムに関する協議 *行政視察に関する協議
	令和8年1月22日 ～23日	*先進地調査（岐阜県可児市、愛知県一宮市）
第25回	令和8年2月9日	*ペーパーレス化資料に関する協議 *資料投影システムに関する協議 *字幕システムに関する協議 *議論の活性化に関する協議
第26回	令和8年2月16日	*資料投影システムに関する協議 *自己所有の情報端末の使用に関する協議
第27回	令和8年3月6日	*資料投影システムに関する協議 *自己所有の情報端末の使用に関する協議
第28回	令和8年3月12日	*自己所有の情報端末の使用に関する協議
第29回	令和8年3月17日	*委員会活動報告についての協議
	令和8年3月19日 (3月定例会最終日)	◎委員会活動中間報告

※第1回～第8回の委員会については、令和5年度に開催

※第9回～第18回の委員会については、令和6年度に開催

2. 活動経過

今年度は、昨年度からの継続調査項目である「一部委員会の録画配信」、今年度から調査項目として新たに加えた「議場環境整備の検討」、「議論の活性化に向けた手法の検討」の3項目について主に協議を行ってきた。「議場環境整備の検討」の中では、議場内資料投影システムの取扱い、字幕システム導入及び自己所有の情報端末（パソコン、タブレット等）の使用について協議を実施した。「議論の活性化に向けた手法の検討」の中では、一般質問日程の見直し、議員間討議の活性化などについて協議を行ってきたところである。

3. 一部委員会の録画配信

(1) 課題の整理

委員会の録画配信については、令和4年度当時の議会活性化特別委員会において、令和5年度からの試行を予定して協議していたが、試行中に配信が途切れる問題が発生した。そのため、令和6年度は、配信に係る技術的な問題・課題等を整理し、具体的な配信時期や配信方法等を協議した結果、議会大会議室で開催される予算審査特別委員会等の録画配信を令和7年度中に試行することを目指す方針が決定された。こうした経緯から、今年度は「一部委員会の録画配信」について最優先に取り組むこととし、協議を行ってきた。

協議を行うにあたっては、事前に令和7年9月定例会の予算審査特別委員会の録画映像を全議員で確認した上で、留意点や改善点の意見を集約し、その対応について協議を行った。加えて、令和6年度に整理された配信に係る技術上の問題・課題等についても協議を行い、以下のとおり対応することとなった。

問題・課題等	概要と対応
委員会進行	<p>本会議のように事前の質問通告や、細かいルール設定がないため、事前の調整が必要</p> <p>⇒基本的な質疑応答の流れを行政経営会議やリーダー会議で説明した上で、庁内メール等で周知を行う。</p>
議案等の内容 周知	<p>審査における各種資料等、論点整理ができる電子資料のホームページ掲載等が必要</p> <p>⇒YouTubeで録画配信を行う際、概要欄に当局がホームページで公開している「予算の概要」URLを掲載する。</p>
当局職員への 配慮	<p>これまで映像として残ることのなかった課室長が答弁者となるため、カメラアングル等の工夫や、当局の理解を得ることが必要</p> <p>⇒配信画面については、配信画面を議員側の正面で固定し、カメラの切り替えは行わない。また、答弁を行う課室長については、名前を言わない取り扱い（課室名のみで指名する）とする。</p>
設備面について	<p>議会大会議室は、録画機器等があり議場同様の録画はできるが、テロップ等の表示はできない。また、第1・第2委員会室には録画機器がないため、その点を踏まえた協議が必要</p> <p>⇒新たな費用・作業負担が発生しない方法で、まずは録画配信を実施することとし、テロップは表示せず、録画機器がある議会大会議室で開催される予算審査特別委員会に限定して配信を行う。</p>

問題・課題等	概要と対応
配信上の 注意点等	<p>本会議と違い、常に全議員が映ることになるほか、一般質問と違い、事前通告の質疑ではないため、議員側が注意すべき事項の整理が必要</p> <p>⇒質疑に関する注意事項として、簡潔明瞭な質疑を心掛ける、憶測による根拠のない発言を行わない、議案に関係のない質問はしない等の注意点が挙げられた。</p>

(2) 議会運営委員会への報告・当局への協力依頼

10月3日に本特別委員会委員長から議会運営委員会へ上記の検討結果を報告し、12月定例会の予算審査特別委員会から録画配信の試行を実施することが承認された。

その後、当局に対し、10月27日開催の行政経営会議及びリーダー会議において録画配信の試行に関する協力依頼を行うとともに、令和7年9月定例会の予算審査特別委員会の録画映像を職員向けに公開し、実際にどのような映像として配信されるのかを事前に確認してもらうこととした。

(3) 録画配信の試行の開始

録画配信を行う委員会は議会大会議室で開催する予算審査特別委員会（当初予算審査時の各分科会を含む。）とし、令和7年12月定例会より試行を開始した。

令和8年3月定例会までを試行期間として設定し、運用に支障がないことが確認できれば、令和8年度から正式な運用を開始する予定である。

4. 議場内資料投影システムについて

(1) 検討に至った経緯

現在運用している議場マイク・カメラ制御システム等は設置後10年が経過し、一部不具合等も発生していることから、令和7年度にこれらの設備更新を実施した。設備更新に合わせて、資料投影システムを導入したことにより、一般質問等の際に、従来はパネル等で持ち込んでいた資料を議場内のモニターに投影することが可能となった。資料投影システムの運用開始にあたり、取扱い基準を定める必要があるため、本特別委員会において基準案を定めることとなった。なお、策定にあたり、本特別委員会において先進地視察を実施した。詳細は下記のとおりである。

(2) 先進地視察の実施

【可児市議会（岐阜県）】

パソコン操作	議員
使用可能な資料の種類	PowerPoint、画像
資料の使用枚数	必要最小限度（1問当たり1～2枚程度）
資料使用の申請期限	一般質問初日の前日まで
著作権・肖像権の確認	議員
会議録への資料の掲載	なし

【一宮市議会（愛知県）】

パソコン操作	議員
使用可能な資料の種類	PowerPoint、画像、動画（音声なしのもの）
資料の使用枚数	制限なし
資料使用の申請期限	質問通告時（通告書に資料・PC使用の有無を記入）
著作権・肖像権の確認	議員
会議録への資料の掲載	なし

(3) 委員会での検討

議場設備更新後に議場内で行ったデモンストレーションや先進地視察の調査結果を踏まえ、協議を行った。パソコンの操作については、パソコンに不慣れな議員や質問に集中したい議員に代わり、議会事務局職員が操作をすることで、利用のハードルが下がるとの意見から、議員と議会事務局職員のいずれも操作できることとした。また、使用可能な資料の種類はPowerPointや画像とし、使用する資料の著作権や肖像権に関する確認は議員自身で行うこととした。

なお、投影資料は、あくまで補完資料としての位置付けであり、議会は言論によることが原則であるため、資料を投影する場合であっても、口頭で資料の内容を説明することが求められる。そのため、資料の使用枚数については必要最小限とし、会議録への掲載は行わないこととした。また、資料使用の申請期限については、一般質問初日の3開庁日前までとした。

資料枚数や資料使用の申請日などについては様々な意見があったが、実際に運用をして気づく点もあるため、まずは策定した基準案で運用を行い、不都合が生じれば、随時基準を見直していく方向性で進めることとなった。来年度の6月定例会より議場内のモニター及び配信画面への資料投影を開始する予定である。

5. 字幕表示システムについて

一般質問を傍聴した方や聴覚に障がいのある方から、音声のみでは内容を全て理解できなかったとの意見を受け、議員から字幕表示システムの導入が提案され、本特別委員会で協議を行うこととなった。本調査項目についても先進地視察を行ったところであり、詳細は以下の通りである。

(1) 先進地視察

【一宮市議会（愛知県）】

開かれた議会の推進と、聴覚に障がいのある方などへの配慮のため、令和6年9月定例会より、会議内容をリアルタイムで文字化して55インチのモニターに表示する音声認識システムを導入している。本会議だけでなく委員会でも使用されている。

導入システム	富士通 LiveTalk
導入費用	約300万円（配線工事、モニター等の備品購入費）
ソフトウェア使用料	90,200円／年

字幕の精度は話すスピードや滑舌にも影響されるが、一部誤字や脱字があっても内容は十分に理解できるものだった。字幕システムを導入している自治体の中には、ライブ配信、録画配信にも字幕を表示している自治体もあるが、一宮市では配信には表示しておらず、あくまで傍聴者向けのシステムとして導入したとのことであった。

(2) 委員会での検討

視察後、本特別委員会で協議を行ったところ、導入に向けて前向きに検討を進めたいとの意見が多数を占めた。本市議会における字幕システムの導入については、費用負担も大きいと、配信での字幕の取扱いも含めて課題等を整理した上で、導入についての調査検討を次年度に行っていく方向で委員の意見が一致した。

6. 自己所有の情報端末の使用について

現在、本会議及び委員会で使用を認めている情報端末は議会から貸与しているタブレットのみとなっている。来年度より一般質問において資料投影を行う際、議員自身が所有する端末から資料投影を操作する場面も想定されるため、本会議及び委員会における情報端末の使用について協議を行った。協議の結果、スマートフォンを除く情報端末（パソコン、タブレット）については、来年度の6月定例会より本会議及び委員会ともに試行的に使用を認めることとなった。なお、使用基準等については、Wi-Fiに接続しないことを条件に、延岡市議会タブレット端末運用基準に準拠することとした。

7. ペーパーレス化資料の見直しについて

ペーパーレス化資料の見直しについては、昨年度の本特別委員会で決定した「A4資料は全てペーパーレス化、A3資料は希望者のみ紙で配付」という方針について、運用上の課題が明らかになったため、協議を行った。特に、9月定例会の決算審査において、A4の決算資料である「主要な施策の成果」の紙資料がないことで、前年度との比較がしづらく、不便であるとの意見が複数出された。一方で、タブレットを導入してペーパーレス化を推進したばかりであり、現状維持を望む声も上がったところである。

本特別委員会で協議を進めた結果、「主要な施策の成果」については会議録と同様、希望する会派へは1部を紙資料で配付することとし、追加で印刷が必要な場合は、各自で対応することを原則とした。議会が採用しているアプリであるサイドブックスには自身のスマートフォンやパソコンからもログイン可能であることから、貸与しているタブレットと併用することで前年度資料との比較も可能である。今後当該アプリの活用方法について周知を行うとともに、利便性のある紙資料の配付とペーパーレス化のバランスを図りながら運用をしていくこととなった。

8. 一般質問日程の見直しについて

本市議会の一般質問の日程は3日間で、一日の上限人数は6人となっており、1日に6人が登壇した場合、最後の質問者の終了時刻が17時を過ぎる場合もある。出席者及び傍聴者にとっても負担が大きいため、一般質問の日程を4日間、一日の上限人数を4人にするなど一般質問の日程を見直してはどうかとの意見が出され、本特別委員会において協議を行った。

【現行】一般質問の日数：3日 1日の最大質問者数：6人 上限：18人

【見直し案】一般質問の日数：4日 1日の最大質問者数：4人 上限：16人

	質問者数				
	6月	9月	12月	3月	年間上限
現行	18人	18人	18人	6人	60人
見直し案	16人	16人	16人	4人※	52人

年間で△8人

※3月は代表質問を3日、一般質問を1日で想定

見直した場合、負担の軽減は見込まれるものの、日程変更により質問可能な人数が減少する。また、ケーブルメディア及びFMのべおかへの委託料増加も見込まれるほか、会期日程変更などの課題もあり、当局との調整も必要になる。各会派からの意見聴取の結果、現状維持が望ましいとの結論に至り、一般質問日程については現行のまま継続することとなった。

9. 議員間討議の活性化について

「議論の活性化の手法の検討」の中で、議員間討議の活性化と政策提案の強化について今年度新たに調査項目に追加した。延岡市議会基本条例において、全ての会議において積極的な議員間相互の討議を中心とした運営に努め、合意形成を図っていくものとするを定めているが、現在の議会運営においては、議員間の十分な討議が行えているとは言い難い状況にある。議員間討議の充実を図ることは、議会の政策形成力を強化することにもつながるため、調査項目として設定した。本調査項目についても先進地視察を行ったところであり、詳細は以下の通りである。

(1) 先進地視察

【可児市議会（岐阜県）】

可児市議会では、「議会の見える化」を推進しており、その取り組みの一つとして「政策提言型の議会」を目指し、下記の取り組みを行っている。

① 切れ目のない議会運営

議長・副議長や常任委員会の任期は1年だが、引継事項を設けることで、交代後も議会活動の継続性を確保している。議長職における引継ぎだけでなく、各常任委員会においても引継事項を取りまとめ、政策的課題について継続して所管事務調査が行われるようにしている。

② 予算決算審査サイクル

決算審査を重視し、当局から重点事業点検報告書に基づく説明を2日間受けた後、休会日を挟んで2日間で質疑応答を行っている。質疑は事前通告制で、休会日に各議員が質問事項を検討し、全議員の質疑が出揃った後、正副委員長が内容を精査し選定している。（※単に数値を聞くだけの質問や必要性が低い質問などは正副委員長の判断で除外される。）

所管ごとに分科会を開催し、決算から次年度予算へ反映するための提言案を検討・協議する。その後、委員会の場で討論・採決を行い、全会一致となった提言を市長へ提出し、次年度の予算編成に反映させている。予算審査の場では市長から提言反映結果報告がなされ、次年度予算に提言がどのように反映されたのか報告を受けるサイクルとなっている。

③ 委員会代表質問

常任委員会を代表して一人の議員が所管事務に関して質問する制度。委員会で調査研究を重ね、議員個人ではなく委員会として質問する。緊急性・必要性を勘案し、委員会の全会一致で決定したものに限られることから、ここ数年は実施されていないとのことであった。

(2) 委員会での検討

視察後、本特別委員会で協議を行ったが、特に、予算決算審査サイクルの中で決算審査を重視し、次年度予算に反映させる仕組みは、議会の政策形成力を高める上で非常に先進的な取り組みだとの意見が多く出された。可児市が取り組んでいる決算審査による予算編成への提言や、委員会調査事項からの提言（委員会代表質問）は、いずれも全会一致を原則としており、全会一致の結論に至るまで、議員間討議が活発に行われていた。現状で可児市と全く同じ取り組みを導入することは、慣行の面からも難しい部分もあるが、議会のチェック機能・政策形成力を強化していくためにも、段階的にでも取り組めることがないか、次年度に検討を重ねていくことで委員の意見が一致した。

10. まとめ

令和5年6月に設置した本特別委員会は、まもなく設置から3年目を迎える。今年度においては、一部委員会の録画配信及び資料投影の取扱いについての検討を主に実施した。

まず、一部委員会の録画配信については、12月定例会より試行を開始したが、現在のところ、機器の不具合等も発生しておらず、映像や音声について改善を求める意見もなく、問題なく配信できている。3月定例会の予算審査特別委員会の録画配信も3月19日の閉会後に配信予定だが、大きな問題が生じなければ、来年度より本格運用を開始することとしたい。これにより、令和5年度の本特別委員会設置時に設定した調査項目については全て協議を終えたこととなる。

次に、令和8年の6月定例会より、一般質問の際に議場内のモニター及び配信画面に資料投影を始めることに伴い、資料を投影するための取扱い基準について本特別委員会で協議を進めてきた。先進地視察で得られた知見を参考に、取扱い基準を作成したところだが、今後は全議員へ周知を図り、来年度からの円滑な開始へとつなげたい。

なお、次年度の取り組みについては、字幕表示システムについて他市の事例調査を行うほか、費用対効果の検証などの検討を行う。また、議論の活性化の手法の検討の中で、特に議員間討議の活性化に向けた検討を行っていく予定である。